

〔チーム研究1〕 児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究（主任研究者 高橋重宏）

児童養護施設入所児童の強制引き取りに関する研究（その1）

— 強制引き取りされた子ども 68 ケースの分析を中心に —

子ども家庭福祉研究部	高橋重宏・山本真実
厚生省児童家庭局企画課	才村 純
共生会希望の家	福島一雄
研究企画・情報部	庄司順一・谷口和加子
東海大学	中谷茂一
駒澤大学大学院修士課程	平本 讓
青山学院女子短期大学	横堀昌子
聖徳大学短期大学部	鈴木 力

要約

本研究は、1997年度のチーム研究「児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童へのアフターケアの実態調査」により明らかになった「親による強制的引き取り」のケースをより詳しく調査したものである。

調査の結果、①入所時点で既に強制引き取りが予測されていたにもかかわらず、そのための対策が講じられていなかったケースが多くあったこと、②親に対応する施設側のノウハウの欠如や施設と児童相談所の連携の不十分さが伺えたこと、③児童相談所の措置解除に対する判断の甘さがあったこと、④子どもが帰宅後心身の危険性が予測されていたにもかかわらず、必ずしもフォローアップがなされていないこと、⑤また、施設入所前よりも親の虐待状況がより悪化したケースや、中には重傷を負うケースも見られた。また、3割が強制引き取り後に施設に再入所、しかもその半数が複数回再入所していた。

見出し語：親による強制引き取り、児童養護施設、児童相談所、被虐待・ネグレクト体験児童へのアフターケア、子どもの権利擁護

Team Research

Research on Children who have been Forcibly Returned to their Parents from the Residential Care Institutions for Children under the Parental Rights Clause of the Law: based on the analysis of 68 cases (Part 1)

Shigehiro TAKAHASHI, Jun SAIMURA, Kazuo FUKUSHIMA, Junichi SHOJI, Shigekazu NAKATANI, Yuzuru HIRAMOTO, Masako YOKOBORI, Tsutomu SUZUKI, Wakako TANIGUCHI, Mami YAMAMOTO

Abstract

This research is based on an intensive survey of cases related to children who have been forcibly returned to the parents under the parental rights clause of the Law, which had been highlighted by our 1997 joint research called, The Survey on After-Care Services for Abused and Neglected Children in Care of the Residential Care Institutions for Children (RCIC)

The results of this research reveal that: 1) there had been many cases where despite the fact that RCIC had foreseen the parents making claims to have their children returned home as soon as the institutions took the custody of the children, no appropriate measures were taken to deal with this possibility; 2) the RCIC lacked ways and skills to deal with parents, and as well, there had been inadequate communication between the RCIC and the Child Guidance Centers; 3) the Child Guidance Centers had also too easily abandoned their mandatory placement obligation to bring children into care; 4) despite the fact that it was predicted that children who were returned to their parents will be in danger after going home, not all the cases were followed-up; and 5) there had been cases in which parental abuse of the children were worsened after the children were returned home and in many cases children suffered from serious injuries as the result. In addition, it was found that about 30% of those children who were returned home under the parental rights clause of the Law had been brought back into custody of the RCIC subsequently, and moreover, over half of those had experienced multiple return to the RCIC.

key words:

returning children under the parental rights clause of the Law, Residential Care Institutions for Children, Child Guidance Centers, after care for abused/neglected children, protection of the children's rights.

I. 調査概要

1. 目的

昨年度（平成9年度）、当研究所チーム研究で行った「児童養護施設におけるアフターケア及び被虐待・ネグレクト体験児童に関する調査」において、被虐待体験児童の退所理由に「親による強制的引き取り」をあげた施設がのべ67か所あり、子どもをとりまく環境の改善が十分ではないまま家庭復帰し、虐待・ネグレクトの再発の可能性が危惧される現状の一端が明らかになった。

本研究では、この結果を踏まえ、さらに強制引き取りまでの状況や対応について詳細を把握することが必要であると考え、昨年度調査を発展させた再調査を行い、児童養護施設における強制引き取りの現状とその課題について明らかにすることを目的として行った。

2. 対象と方法

調査時期は1999年3月で、前述した昨年度調査結果に基づいて65か所の児童養護施設を対象とし、質問紙による郵送法で行った。

対象ケースは、被虐待・ネグレクト体験の有無を問わず、1995年4月1日から1998年3月31日までの3年間（平成7・8・9年度内）に保護者（親に限らない）による強制引き取りがあったものとし、該当児童ごとに個別に調査票に記入してもらった。

調査票への回答は、施設職員による自計式としたが、該当する児童を主に担当した職員が記入することとし、主な担当者が施設長の場合のみ、施設長が記入するよう依頼した。

II. 調査結果及び考察

1. 回収状況

39施設から回答があり、そのうち9施設は「調査対象該当児童なし」との回答であった。該当児童のあった30施設から89票を回収、強制引き取りの時期や状況に関して調査対象外のケースが4票あり、有効回収数は85票であった。

なお、きょうだい14組あったため、そのケースは年長児童の個票をデータとして採用し、他のきょうだい分の17票を抜いた68票を集計対象のサンプルとした。

調査票回答記入者職種は、「児童指導員」31（45.6%）でもっとも多く、次いで「主任児童指導員」が20（29.4%）、「保母」10（14.7%）であった。

2. 回答ケース基本属性

児童の性別は、男36（52.9%）、女31（45.6%）、無回答1（1.5%）であった。強制引き取りのうち約4割が施設入所後6か月までに行われており、8割が入所前に虐待

・ネグレクトを受けており、性的虐待は2ケース含まれていた。

その他の基本属性は、表4～表7のとおりであるが、引き取り時の年齢は幅広く、高年齢児も少なくない。高年齢児においては施設における生活からの忌避感が強制引き取りを引き起こす要因となることが自由回答に見受けられた。

3. 施設入所時の保護者の同意と強制引き取り後の状況

入所時の保護者の同意に関しては、「入所の同意を得るのに全く時間がかからなかった」28（41.2%）、「入所の同意を得るのにやや時間がかかった」20（29.4%）、「入所の同意を得るのにかなり時間がかかった」14（20.6%）、「入所に同意せず、児童福祉法28条に基づき家裁に申し立て中に同意した」3（4.4%）、「不明」3（4.4%）と必ずしも入所時に強い抵抗にあっているわけではないことが明らかになった。しかし、入所後強制引き取りが行われていることに鑑みれば、入所に際して保護者に対し十分な時間をかけ説明し、合意形成を行う必要を暗示しているとも考えられる。

一方、強制引き取り後の状況としては、「強制引き取りの前にも後にも再入所歴はなく、現在は在宅」22（32.4%）、「再入所後強制引き取りがあり、現在は在宅」12（17.6%）、「強制引き取り後、現在は再入所している」9（13.2%）、「強制引き取り後、現在は他の施設に入所している」12（17.6%）、「不明」9（13.2%）、「無回答」4（5.9%）と3割が強制引き取り後に同施設や他施設に再入所しており、再入所を問うた質問でも半数が複数回再入所していることがわかった。

4. 強制引き取りまでの状況—児童養護施設の「強制引き取り」の予測と対策について—

4. 1. 強制引き取りに対しての予測と対策

「保護者の引き取り要求」について「頻繁に引き取りを要求」があったのは17（25.0%）「ときどき引き取りを要求」については18（26.5%）「実際の引き取りまで要求なし」は32（47.1%）であった。

一方、「強制引き取りの予想」では「入所時から予想されていた」のは21（30.9%）、「入所途中から予想されていた」のは24（35.3%）、「全く予想されなかった」については21（30.9%）という結果であった。

強制引き取りが行われる以前に予想されていた45ケース（「入所時から予想されていた」「入所途中から予想されていた」のケース数の合計）と「強制引き取りを防ぐために対策をたてた」結果をクロス集計した結果、強制引き取りが予想されていたにもかかわらず、実際に対策をたてていたのは24ケースであった。

次に、「児童相談所との協議」について「児童相談所が全面的に対応してくれた」のは5 (7.4%) 「児童相談所が積極的に検討・指示してくれた」のは6 (8.8%)

「児童相談所と施設の合同で対応を協議した」のは51 (75.0%) であり、「児童相談所の対応が不十分で施設内で対応を検討した」と答えたのは4 (5.9%) という結果であった。

児童養護施設としての強制引き取りに対する対応策を問う質問では、「強制引き取りを防ぐために対策をたてた」のは27 (39.7%) という結果であり「とくに強制引き取りを防ぐための対策はたてなかった」のは36 (52.9%) という結果であった。

強制引き取りが行われる以前に予想されていたケースは全体の45 (66.2%) という事から、高い割合で強制引き取りが予想されていた事がわかる。これは、問4a「保護者の引き取り要求」において、強制引き取りが行われる以前に引き取り要求があったケース（「頻繁に引き取りを要求」と「ときどき引き取りを要求」の合計）が35 (51.5%) という結果と関係があるといえよう。

強制引き取りが予想されたならば、児童養護施設として何らかの対応策を講じる事が求められよう。強制引き取りが行われる以前に予想されていた45ケースのうち、施設としての強制引き取りに対する対応策を実際にたてたのは24ケースにとどまった。この結果は予測出来ていたにもかかわらず、どうして良いかわからないうち強制引き取りが行われてしまったケースがあったという事を表している。予想は出来たとしても、対策をたてられないケースが数多く存在する事が調査結果から明らかになった。本来施設入所に際して、児童相談所が策定する「処遇指針」には、施設入所に対する親の意志や強制引き取りの可能性等が盛り込まれているはずであり、強制引き取りが強く予測される場合にはその対応策についても記述されていて然るべきである。さらに、児童相談所の処遇指針に対応して施設が作成する「自立支援計画」や「援助プログラム」にもこれらのことが盛り込まれているべきである。しかし、実際には、強制引き取りが予測されるにもかかわらず、どうしてよいかかわらないという回答が多いことをどう解釈すべきであろうか。

計画的・効果的な処遇に結びつく精緻な「処遇指針」「自立支援計画」等の策定と併せて、児童相談所、児童擁護施設における的確な対応が望まれ、そのための具体的なガイドラインが必要と思われる。

児童相談所と児童養護施設の協力体制については、62ケース (91.2%) が連絡・協力をしているという結果から、児童相談所と児童養護施設間の連絡・協力態勢は概ね確立している事を表している。その一方、「児童相談所の対応が不十分で施設内で対応を検討した」 (4ケー

ス: 5.9%) という結果も見落とす事ができない。児童相談所と児童養護施設の一層の協力体制の確立が求められる結果が示されたといえよう。

4. 2. 児童相談所と児童養護施設の協力体制の強化

厚生省はこのような保護者による強制引き取りに対応するために平成9年6月に厚生省児童家庭局長通知（平成9年6月20日付児発第434号）「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」を出し、児童福祉法28条による家庭裁判所の承認に基づく入所について、親の引き取り要求に対してはこれを拒むべきことを明確にするるとともに、児童養護施設としての対応の指針及び児童養護施設が必要に応じて児童相談所、警察との連携を強化することの必要性を明らかにした。

また、「子ども虐待防止の手引き」では、親の同意に基づく入所であっても、生命・安全に危惧が感じられる場合には、一時保護や一時保護委託への切り替えを検討すべきことも述べられている。

さらに、上記通知では、強制引き取りが予想される場合、児童相談所による児童養護施設に対する支援や双方の協力体制を迅速に確保するよう述べている。

しかし、このように基本的な対応の枠組みが示されても、実際には強制引き取りとなるケースも多く見られるわけであり、その理由をさらに分析するとともに、学会や研究会における事例発表等を通じて実践的なノウハウの蓄積を図る必要がある。

いずれにしろ、措置権がある児童相談所の児童福祉司がケースの中心的役割を担うことは必要不可欠であり、児童養護施設に対する指示と協力は重要である。施設側も担当者が中心になり、必要な情報は児童福祉司に提供し、指示を仰ぐことは基本的な事である。インケアのみならず、アフターケアにおける児童相談所と施設の協力が、強制引き取り及び虐待の再発防止への最善の策である事はいうまでもない。

4. 3. 児童養護施設職員の「被虐待児」に対するケアの充実

児童福祉法28条による入所か否かによって施設としての対応が大きく異なる現状から、児童養護施設としての限界が見え隠れしている。

「保護者の同意を得て施設入所した子どもの場合」（児童福祉法27条適応ケース）、保護者による「強制引き取り」という施設処遇（施設ケア）として最悪の事態を避けるためにも親子関係の調整と保護者の施設に対する理解は重要である。家庭復帰をさせると虐待行為の再発を招く恐れがあると想定される場合、「施設内での面会」を許可をするなど保護者への配慮を行う事は重要で

ある。「面会」、「電話での会話」まで制限する事で保護者の怒りをいわずらにエスカレートさせる事は絶対に施設として避けなければならない。保護者と共に考えて可能な限り「親子関係」を保ち続ける事ができるよう援助・助言を行っていく事が求められる。保護者は施設及び児童相談所に対する根深い不信感を抱いている事が考えられ、保護者への子どもの養育状況は頻りに報告・連絡する事が重要である。「電話での会話」「面会」「外出」を課題設定・評価をしながら行う事が求められる。

児童福祉法が改正され児童養護施設に対して家庭調整機能が明確に位置付けられた(児童福祉法最低基準第44条2)。従って、従来から施設が行ってきた家庭に対する調整的関わりは、より鮮明に要求されているのであり、今回の調査結果において強制引き取りへの対策が充分に行われていない事を施設は受けとめ、改善に努めることが求められる。

また、施設職員が被虐待児及びその親の問題点を良く理解し、対応策について日頃よりさらに研鑽に励む事が求められる。該当する入所児童の措置理由が児童福祉法28条か否かによって対応は大きく異なる。その事を踏まえた上で「親子関係の調整」を含めた、ケアプラン(処遇方針・計画)を作成し実施していく事が職員に求められる。また、児童福祉司や学校、幼稚園の教師など関係者との協力・連携体制を作る事も当然、求められる。

施設内において必要に応じ、担当者が関係者(児童福祉司、保母、指導員など)を召集しケースカンファレンス(処遇検討会議)を開催し、ケースを多角的に考察し、問題点を関係者が共有化する事は重要である。これは強制引き取りを未然に防ぐことにつながるのではないだろうか。

保護者による強制引き取りはケアとして「最悪」の事態であり、その事が予測される場合より慎重且つ適切な対応が求められる。職員と保護者の間に信頼関係が構築される必要があり、職員はそれに向けての努力をする必要がある。

一方「子どもの側が保護者との交流を拒否している場合」は子どもの権利擁護の観点から、保護者に対して理解を求める必要があり、日常からの保護者との良好な関係作りは不可欠である。

5. 強制引き取り時の状況について

5. 1. 帰宅にいたる状況

「保護者が施設に来て児童を強制的に引き取った」が44.1%で最も多く、続いて「一時帰宅の際に保護者が児童を施設に返さなかった」が27.9%、「保護者が児童の通所・通学先に来て強制的に引き取った」の1.5%を含めると、保護者が強硬に動いて引き取りにいたったケース

が7割をこえている。これらはまさにソーシャルワークの対応の課題を提示している。

一方、入所児童本人が自ら動いて(希望して)帰宅、あるいは、児童が家庭に帰りたいために保護者を動かすなどして家庭引き取りとなったケースがあり、「施設内の職員の指導に従えず児童が自ら施設から出て帰宅」が8.8%、「施設内の他の児童とのトラブルが原因で児童が自ら施設を出て帰宅」が2.9%であった。具体的には「施設はよいが通学校に行きたくない」として引き取りとなったケースもみられ、入所に関する同意・合意形成が児童自身との間でどう作られていたかが影響していることもうかがえる。また、施設の生活の枠組みそのものへの抵抗や不適応ということも考えられ、ケアワーク上の問題が児童自身の帰宅への動きとなって現れているとも考えられる。

中には、親はまだ児童の入所の継続を希望しているのに、児童の意思によりしぶしぶ引き取りを了承するといったケースも含まれていた。本人と親の意思が合致しないケースである。こうしたケースのいずれをも、「強制引き取り」として扱うことには議論の余地があるが、入所措置の当初の目的が達成されていない状況であることを考えると、問題を残した引き取りであると言える。本人の意思が表明された以上帰宅(引き取り)を阻止することはできかねる場合も多々予測がつくが、後述するように、児童の心の揺れや親への従属等、必ずしもそれが児童の本心であるとは限らず、児童の言うまま家庭復帰を図ることは児童の福祉にとって好ましくない場合もある。児童の声・気持ちを聴き、受け止める一方で、この点こそまさにソーシャルワークの力量が問われるのではないだろうか。

5. 2. 主に引き取りを要求した者・実際に引き取りに来た者

主に引き取りを要求したのは保護者のうち誰であったかに関しては、半数(50.0%)が実母である。続いて実父が36.8%、継父・養父が同値で2.9%、次いで継母、父方祖母、母方祖母が同じく1.5%となっている。

次に、実際に引き取りに来た者は、複数回答で聴取しているが、多い順に並べると以下ようになる。

実母35、実父18、きょうだい5、母方祖母4、母の内縁の夫3、養父3、継母2、継父2、父方祖母2、母方祖父2、父方祖父1、おば1、その他2。

5. 3. 強制引き取り時の児童の様子について

回答者によってバイアスがあることも考えられるが、「自らの意思は出さず、保護者の行動に従っていた」が51.5%で最多であった。「引き取りを喜んでいた」回答

も39.7%あったが、引き取りをいやがっていたのに、親がいざ迎えに来たら喜んで寄っていったというケースも含まれることとなり、この数字は留意して取り扱う必要がある。とくに被虐待児の場合、その特徴として、年齢が低いほど親に対し過度の「適応」を示すことがあるため、この回答数は一面的には判断できない。施設で生活すること自体から児童が逃れたい場合、「逃げ道」として児童が引き取りを希望する場合も考えられ、ケースとしては対応が困難であることが予測される。また上記のように、強制引き取り時に児童が「喜んでいた」という数字が4割近くあがっていることは、親と再度生活ができることに素直に喜んでいたという状況以外に、入所時に、施設入所の必然性・必要性について、児童本人との合意形成が不充分であったことも問題の一つとして考えられる。一方、明確に「引き取りをいやがっていた」という回答も2.9%あり、それでも強制引き取りがなされている現実に、現在の法制度や、それに基づく実践上の大きな課題が示されていると考えられる。

5. 4. 強制引き取り時の児童の様子で保護者との関係性の視点から気づいた点

自由回答の中に次のような記述があった。「どういう親であっても、子どもにとっては親であり縁は切れない。子どもは親のもとに帰りたい。親にマインドコントロールされている子どもが多い」というものである。

児童にとっては唯一無二の保護者である存在からの引き取り要求の場合、その親に適応して（適応せざるを得ず）生活してきた児童の立場からそれに対する客観的な意思表示・意見表明は難しい。まして、入所に至る経緯の中で保護者から受けてきた影響は多大であり、見解の偏りや意見表明のしづらさも生じていることは予測できる。施設側は常に児童とともに生活をしている援助者であるがゆえに、アドボケート機能を果たしながら、子どもがその意思を安心感・安全感をもって表示できるようエンパワメント概念に基づいた支援が必要である。

また、強制引き取りを本人に話した後、必ずしも言語でなくとも、不安定になったり、問題行動という形で気持ちの揺れが表出してくる場合もある。そうしたことから、本人が強制的な家庭引き取りに対しどのような気持ちでいるのか、同意しているのかしていないのかなどについてとらえていくことは施設側に求められる重要な着眼点である。それが、子どもの意見表明の一つの形であるかもしれないからである。

また、一定の客観的な判断が行える状況になった児童を親が強制的に引き取りを希望してきた場合、施設はそうした保護者の思いをどのように伝え、子どもの意思と対峙しているであろうか。保護者の思いだけを伝えるの

ではなく、引き取りとなった後の危険性、施設に残った場合の可能性（親の引き取りはここで拒否したら以後可能性は低くなるかもしれない。一方、施設への入所を継続すれば安定した暮らしを継続することができる、等）を現状としてはどのように伝えているのだろうか。

一概に児童にそのような事実を話すのが適切かどうかについては議論の余地があるとしても、施設職員のみが判断するのではなく、子どもの意見に耳を傾け、合意形成をはかることがあってもよいのではないだろうか。そして、退所後の予想される否定的状況を伝えた結果、それでも児童が引き取りを強く希望する場合、引き取り後に問題が生じたらすぐ動けるような体制（ネットワーク）を整えておくこと、帰ってくる場があることを児童に伝えておくことも重要と考えられる。

5. 5. 強制引き取り時の施設の対応

この設問では、強制引き取り時の施設側の対応について該当するものを、7項目の中から複数回答で回答してもらった。全回答数121の中から選択回答数の多かった順に示すと次のようになる。（数字は得られた回答数）

- ①「施設職員が保護者を説得したが無理だった」(52)
- ②「児童福祉司に来てもらい保護者を説得したが無理だった」(36)
- ③「親権の問題からなにもできなかった」(18)
- ④「児童に危険な場合の連絡先を教えた」(8)
- ⑤「児童に危険な場合の逃げ方を教えた」(5)
- ⑥「暴力に威嚇され、引き取りを止めることができなかった」(1)
- ⑦「警察に応援を求めたが対応できなかった」(1)

児童相談所と連携を図りながら保護者を説得しても、引き取りを止めることはできないという現状が改めて浮き上がる。親権が強い我が国においては、施設側の「なにもできなかった」無力感の特徴的な回答ともいえるのかもしれない。なにか講じる手法はあったのにしなかったのかどうか、さらに検証が必要である。

また、上記の中で、強制引き取りを止めることができなかった施設側からの対応として、児童に「危険な場合の逃げ方を教えた」「連絡先を教えた」とあるが、幼児や小学校低学年の場合には、それらを教えても、現実的にはなかなか実行はできないことが考えられる。子どもの人権を考えると、施設側が子どもに対して強制引き取り時の具体的な対応をさらに考え、実践する必要があることを示している。さらに、警察との連携を求めても実際は引き取りを止めることができなかった事例があげられているが、今後、警察との連携をすすめる上で課題があると言えるだろう。

5. 6. 強制引き取り後の児童相談所の対応

次に、強制引き取りの後、児童相談所の対応がいかなるものであったか、複数回答での設問を設けた。回答数の多い順に示すと、まず「措置解除」が47で最も多く、次に、「措置停止」が20、「保護者に児童を施設にもどすよう説得した」が13、「児童に施設にもどるよう説得した」が7、「一時保護または一時保護委託に切り替え」が2、「28条申請または親権停止等の申請準備」が2、「特に対応をしなかった」が2、「児童福祉司指導等措置変更」が1、「移管」が1の順であった。

強制引き取りは、施設・児童相談所・保護者、そして児童本人との合意によるものではない。つまり、問題を抱えていることは明らかであるのに「措置解除」をしているケースが最も多いことになる。こうした強制引き取りについて、児童相談所としても、その後のケースの行方のかんがみても、さらに重大な問題としてとらえ対策を講じることが重要である。

例えば、現行のシステムにおいては、まず入所の際、親がこれに反対している場合は28条の申立を積極的に行い、施設入所措置をとった後、親が引き取りを主張すればこれを拒めばよい。親の同意に基づく入所の場合でも、家庭引き取りすれば児童の生命・安全が危惧される場合は一時保護、又は一時保護委託への切り替えを検討すべきであり、入所に際して予めこのことを親に十分説明しておくべきことは言うまでもない。

また、何らかの事情で親が一方向的に子どもを引き取り、その後家庭において親権を濫用するなどした場合は、児童福祉法33条の6の親権喪失宣告請求を家庭裁判所に行うことも検討すべきであろう。

5. 7. 引き取りにあたっての児童相談所と施設の考え方の相違及び施設内の相違

率は低いものの、施設と児童相談所間での相違がみられた。「施設は反対、児相は許可」が22.1%をしめている。施設側が常に子どもや保護者と機会多くかかわっていることから、さらに現状を児童相談所に訴え、見解と方向性を協議していく必要がある。今回は設問を用意していないが、強制引き取りに関して児童相談所内での意見の相違も、自由回答の中で1ケースではあるが報告されている。「担当の児童福祉司は引き取りに反対していたが、養父の前（意見）に納得して、児童相談所の上層部が独走で引き取りを許可した」と回答されていたケースである。他にもこうしたプロセスを経過したケースが存在している可能性はある。

当初、施設と児童相談所間の意見の相違はかなり回答されるのではと予測していたが、今回は1ケースのみであ

った。引き取りそれ自体に関しても、「児童が家庭にいた方が保護者の状況がよくなる」ことが予測される場合があるが、それでもやはり、「児童にとって状況がよい家庭に帰りたい」という見解が優先される必要があるように感じられる。

また、保護者が児童相談所に先に働きかけて措置解除の決定を下してもらってしまう場合には、施設はいかなる見解を持とうとも「手が出ない」状況となる。こうしたケースも強制引き取りの一つと考えられるだろう。関係機関の連携・協議の重要性を指摘しておく。

また、引き取りにあたって施設長と他の職種との意見相違を問う質問を用意したが、今回は約9割（88.2%）が「意見の相違はなかった」としている。一方、約1割（10.3%）が相違があったとしている。どのようなケースにおいてどのような意見の相違があったのか、さらに具体的に検討することが必要であろう。

6. 帰宅後の危険性とフォローアップ

強制引き取り後の危険性について、「帰宅後、心身の危険性が予測された」と回答したのは29（42.6%）、「帰宅後、心身の危険性は予測されなかった」は33（48.5%）であり、そのうち前者9（31.0%）後9（27.3%）がそれぞれ「とくに帰宅後のフォローはしなかった」と回答していることがクロス集計で明らかになった。ここでいう「フォローアップ」とは、直接的継続的なアフターケアだけでなく、退所後の消息確認や状況把握にとどまるレベルを含めている。全体では22ケース（32.4%）が「とくに帰宅後のフォローはしなかった」と答えており、なおかつ危険性が予測されていても必ずしもフォローアップがなされていない現状が浮き彫りとなった。

行われているフォローアップ内容に関する質問（複数回答）では、「家庭訪問」18（26.5%）、「手紙」11（16.2%）、「電話」32（47.1%）、「児童の通所先機関（保育所・学校など）との連携」24（35.3%）であった。また、家族の様子として「帰宅後のフォローを受け入れた」29（42.6%）、「帰宅後のフォローを拒否した」10（14.7%）と受け入れの状況が比較的良好である一方、「不明」が26（38.2%）と多く、他の質問で「居所がわからなかった」と回答したのが9（13.2%）であることから、居所は知っているが状況を把握できていないようである。この点については児童の様子に関する質問でも「不明」が21（30.9%）と多い。

帰宅後の様子が把握されているケースでは、児童の様子として「状況悪化」24（35.3%）、「状況不変」18（26.5%）、被虐待状況として「状況悪化」15（22.1%）、「状況不変」14（20.6%）と、強制引き取りで帰宅したケースにおいては入所前の状況に逆戻りし、子ど

もの人権侵害が変わらないだけでなく、より悪化しているという悲惨な現実が明らかになった。このような環境の中で、強制引き取り後の虐待・ネグレクトによる被害状況は施設が把握しているだけでも、「重傷を受けた」2 (2.9%)、「軽傷を受けた」3 (4.4%)「外傷はないが健康を損なった」2 (2.9%)と1割が目に見える被害を受けており、帰宅後の被虐待状況に関して「不明」が27 (39.7%)もあることを考慮すれば回答された数字以上に身体的、心理的に被害を受けている子どもが存在することが推察される。

Ⅲ. まとめと課題

児童虐待が急増する中、児童相談所や児童福祉施設には従来と異なった視点や対応が求められている。親の自発的な意思に基づくサービスとしての相談援助活動を基本としながらも、子どもの権利保障の観点から、時には親子関係に介入し、親と対決しなければならないケースも増えつつある。

しかし、対応のノウハウの蓄積が不十分なうえ、子どもの権利より親権が重視される現行法の問題もあって、必ずしも子どもの福祉を最優先した毅然たる対応が図られているとは言えないのが現実である。

本研究のテーマである保護者による強制引き取りもまさにそのような問題の典型である。本来、措置解除を決定するに当たっては、これを行うに足る合理的根拠と措置解除後の進捗に対する一定の見通しのあることが不可欠であり、いやしくも親の強引な引き取り要求があるということだけで措置解除すべきでないことは言うまでもない。

しかし、昨年度（平成9年度）の当チーム研究で行った「児童養護施設におけるアフターケア及び被虐待・ネグレクト体験児童に関する調査」では、延べ67カ所の施設において親の強制引き取りを理由に措置解除となり、また、91施設が措置解除後生命の危険があったと回答するなど、児童相談所や児童養護施設の対応上の問題がクローズアップされた。

本年度は、平成7年度～9年度の3カ年に児童養護施設から強制引き取りとなった児童に対する施設職員からの個票調査を行ったが、本調査においても次のような問題点が明らかになった。

①入所時点で既に強制引き取りが予測できていたにもかかわらず、そのための対策を立てられなかった施設が数多く存在し、対応に関する施設のノウハウの欠如や施設と児童相談所の連携の不十分さが伺えたこと。②強制引き取りに際し、児童相談所と施設の協議は概ね行われているが、協議は行われても問題に十分対応できていないこと。中には問題が明らかであるにもかかわらず、児童

相談所が一方的に措置解除した例も見られるなど、児童相談所の措置解除に対する判断の甘さと、施設・児童相談所の連携の不十分さのあることが明らかになったこと。③しかも、帰宅後、心身の危険性が予測されたにもかかわらず、必ずしもフォローアップがなされていないこと。④そのような状況の中で、親の虐待状況が入所前の状態に逆戻りし、より悪化したケースも多く、中には重傷を負う事例も見られた。また、3割が強制引き取り後に再入所、しかもその半数が複数回再入所していること。

このように、親の強引な引き取り要求の前でなす術もなくやむを得ず措置解除したが、やはり事態は改善するどころか却って悪化して再入所するケースの多い実態が浮かび上がったのである。

そして、その背後には、次にのべるように、インケア、リービングケア、アフターケアのそれぞれの段階におけるソーシャルワークやケアワーク上の問題点や課題とともに、法制度上の課題も明らかになった。

①強制引き取りは、親の施設・児童相談所に対する不信感に根ざしている場合が多いことから、施設入所時及び施設入所中は信頼関係の樹立に向け最大限の努力を払う必要があり、そのための知見の集積が必要であること。

特に、施設入所理由についての説明、児童相談所・施設・親の役割についての相互確認、施設入所中における面会や外泊に関する教示や約束、引き取り目標の設定と確認等、施設入所に際して親や子どもへの十分な説明と同意は信頼関係を樹立する上で最低限必要であること。また、これらの項目は児童相談所の処遇指針、施設の自立支援計画や援助プログラムに盛り込まれ、着実に実行されるべきであること。

②施設入所中における家庭環境調整等、親への援助体制とその方法論について早急に確立する必要があること。

また、強制引き取りの背景に子どもの帰宅願望があるケースも認められることから、子どもについてもケアワークの向上を図る必要があること。とりわけ、被虐待児に見られがちな退行、攻撃性、過食や夜驚、夜尿等の神経症的行動、低い自己評価等への対応や、トラウマの修復に向けた心理的アプローチが重要であり、そのための施設・児童相談所・保健医療機関との連携システムのあり方や処遇技術のあり方について知見の集積が必要であること。

③現在、厚生科学研究の一貫として、被虐待のリスク度を評価するための客観的尺度（リスクアセスメントモデル）の作成に向け鋭意検討が行われているが、引き取りの可否判断の客観化を図るためにも、同モデルの早期開発・普及が期待される。

④親権の壁のもとに強制引き取りを避けられなかったとするケースが顕著であるが、もとより28条ケースについて

ては引き取りを拒否できることは厚生省の見解により明白であるが、同意入所であっても、一時保護や一時保護委託は必ずしも親権者の同意を必要としないことから、対抗手段として極めて有効であるにもかかわらず、殆ど活用されておらず、その周知徹底を図る必要があること。⑤強制引き取りへの対応は、組織としての高度な専門的対応と機関連携によるチームワークが求められる一方、子どもや職員への加害等、常に危険を伴う。多くの施設、児童相談所においては試行錯誤を重ねながら対応しているものと思われ、対応例の集積を図り、そのノウハウを確立していく必要がある。

特に強制引き取りへの対応においては、警察との連携は重要であり、厚生省も強引な引き取りに備え警察との連携を図るよう指導しているが、その協力の程度や協力の内容については警察によって随分異なる。また、親の態度如何では公務執行妨害罪、威力業務妨害罪、暴行罪、傷害罪、脅迫罪等での警察への告訴も考えられるが、ソーシャルワーク関係を重視するあまり、これらの手続きをとることは従来は消極的であったと言わざるを得ないが、職員の安全を確保するとともに、強制引き取りへの対抗手段を担保するためにも今後は必要に応じて積極的に活用されてよい。

⑥本来強制引き取りはあってはならないことであるが、不幸にして何らかの事情により強制引き取りとなった場合の親や子どもへの対応のノウハウについても検討が必要である。特に、子どもには緊急避難先の教示や地域におけるセフティネットワークの整備が必要である。

⑦通常のケースについても家庭引き取り後の一定期間は、児童相談所や施設によるフォローアップが必要であるが、とりわけ強制引き取りのケースについてはリスクが高く、インテンシブなフォローアップが不可欠である。しかし、強制引き取りを行った親の場合、援助機関によるフォローアップを拒否するのが通常であり、これに対する働きかけは困難を極めることは容易に推測される。関係機関の連携やセフティネットワークの整備も含め、フォローアップ体制や方法論についての知見の集積が必要である。

以上が本研究で明らかになったソーシャルワーク、ケアワーク上の主な問題点、課題である。厚生省は、平成11年3月「子ども虐待対応の手引き」を作成し、強引な引き取り要求への対応等についても詳細に解説しているが、本研究によって強制引き取りの対応について解決すべき課題が未だ多く残されていることが明らかになった。強制引き取りに特化したガイドラインの策定が必要である。

さらに、子権より親権を重視したわが国の法制度についても抜本的な見直しが必要となろう。とりわけ、親子分離措置という強権発動と親との信頼関係に基づくソー

シャルワークサービスというあい入れ難い機能を同一機関が担わざるを得ない現行の法制度については早急に見直し、強権機能は司法、サービス機能は児童相談所に分離すべきことが検討されてよい。

本研究は、過去2年間にわたり、児童養護施設という児童相談所の措置を受ける側を対象に調査してきたが、次年度は措置する側である児童相談所の職員を対象に強制引き取りやその後のフォローアップ等に関する実情や意識を聴取することにより、より総合的な観点から検討を加え、被虐待・ネグレクト体験児童のソーシャルワーク、ケアワークのあり方について具体的な提言を行いたい。

本調査実施にあたっては、年度末の多忙な時期に各施設の職員の方々にご回答いただきました。この場を借りて心からお礼申し上げます。

本チーム研究は、標記メンバーの他に、次のメンバーによって構成されている。

農野寛治（神戸常磐短期大学）

山田勝美（長崎純心女子短期大学）

大竹智（帯広大谷短期大学）

斎藤美江子（日本女子大学大学院）

澁谷昌史（上智社会福祉専門学校）

荒川裕子（嘱託研究員）

萩原絹代（フリージャーナリスト）

阿部優美子（日本女子大学大学院）

森 望（厚生省児童家庭局専門官）

【単純集計】

表1：Q1記入者職種（該当児童担当者）

	度数	%
1. 主任児童指導員	20	29.4
2. 児童指導員	31	45.6
3. 主任保母	1	1.5
4. 保母	10	14.7
5. 副施設長	2	2.9
6. 施設長	1	1.5
7. 事務職	0	0.0
8. その他	1	1.5
無回答	2	2.9
合計	68	100.0

表2：Q2強制引き取りの状況

	度数	%
記入あり	63	92.6
無回答	5	7.4
合計	68	100.0

表3：Q3_1児童性別

	度数	%
1. 男	36	52.9
2. 女	31	45.6
無回答	1	1.5
合計	68	100.0

表4：Q3_2引き取り時年齢

	度数	%
2-5歳	16	23.5
6-10歳	22	32.4
11-16歳	26	38.2
無回答	4	5.9
合計	68	100.0

表5：Q3_3施設での通所通学先

	度数	%
1. 施設にて養育	19	27.9
2. 保育所	0	0.0
3. 幼稚園	3	4.4
4. 小学校	21	30.9
5. 中学校	17	25.0
6. 高等学校	4	5.9
7. その他	2	2.9
無回答	2	2.9
合計	68	100.0

表6：Q3_4施設入所年数

	度数	%
無回答	3	4.4
1-3か月	14	20.6
4-6か月	13	19.1
7か月-1年未満	5	7.4
1年以上-2年未満	15	22.1
2年以上-3年未満	5	7.4
3年以上-4年未満	6	8.8
4年以上-5年未満	1	1.5

5年以上-6年未満	3	4.4
6年以上	3	4.4
合計	68	100.0

表7：Q3_5a主たる虐待・ネグレクト

	度数	%
1. 身体的虐待	16	23.5
2. ネグレクト(不適切な養育・保護の怠慢)	33	48.5
3. 性的虐待	2	2.9
4. 心理的虐待	5	7.4
5. なし	10	14.7
無回答	2	2.9
合計	68	100.0

表8：Q3_5b従たる虐待・ネグレクト

	度数	%
1. 身体的虐待	5	7.4
2. ネグレクト(不適切な養育・保護の怠慢)	8	11.8
3. 性的虐待	0	0.0
4. 心理的虐待	14	20.6
5. なし	4	5.9
無回答	37	54.4
合計	68	100.0

表9：Q3_5_1a主たる虐待者

	度数	%
1. 実父	19	27.9
2. 継父	3	4.4
3. 養父	3	4.4
4. 里父	0	0.0
5. 実母	27	39.7
6. 継母	1	1.5
7. 養母	0	0.0
8. 里母	0	0.0
9. きょうだい	1	1.5
10. 父方祖父	0	0.0
11. 母方祖父	0	0.0
12. 父方祖母	0	0.0
13. 母方祖母	1	1.5
14. 母の内縁の夫	1	1.5
15. 父の内縁の妻	0	0.0
16. おじ	0	0.0
17. おば	0	0.0
18. その他	0	0.0
19. なし	7	10.3
無回答	5	7.4
合計	68	100.0

表10: Q3_5_1b従たる虐待者

	度数	%
1. 実父	4	5.9
2. 継父	0	0.0
3. 養父	0	0.0
4. 里父	0	0.0
5. 実母	12	17.6
6. 継母	0	0.0
7. 養母	0	0.0
8. 里母	0	0.0
9. きょうだい	0	0.0
10. 父方祖父	2	2.9
11. 母方祖父	1	1.5
12. 父方祖母	0	0.0
13. 母方祖母	0	0.0
14. 母の内縁の夫	1	1.5
15. 父の内縁の妻	0	0.0
16. おじ	0	0.0
17. おば	0	0.0
18. その他	0	0.0
19. なし	6	8.8
無回答	42	61.8
合計	68	100.0

表11: Q3_6帰宅後同居 (MA)

N=68

	度数	%
1. 実父	33	48.5
2. 継父	3	4.4
3. 養父	3	4.4
4. 里父	0	0.0
5. 実母	47	69.1
6. 継母	2	2.9
7. 養母	0	0.0
8. 里母	0	0.0
9. きょうだい	41	60.3
10. 父方祖父	0	0.0
11. 母方祖父	2	2.9
12. 父方祖母	6	8.8
13. 母方祖母	0	0.0
14. その他	8	11.8
無回答	0	0.0

表12: Q3_7入所時の保護者の同意

	度数	%
1. 同意を得るのに全く時間がかからなかった	28	41.2
2. 同意を得るのにやや時間がかかった	20	29.4
3. 同意を得るのにかなり時間がかかった	14	20.6
4. 28条申立中に同意	3	4.4
5. 28条申立、家裁の審判により入所	0	0.0
6. 不明	3	4.4
無回答	0	0.0
合計	68	100.0

表13: Q3_8強制引き取り後の状況

	度数	%
1. 強制引き取り以前・以後も再入所歴なく、現在在宅	22	32.4
2. 再入所後強制引き取り、現在在宅	12	17.6
3. 強制引き取り後再入所	9	13.2
4. 強制引き取り後他施設入所	12	17.6
5. 不明	9	13.2
無回答	4	5.9
合計	68	100.0

表14: Q3_8_1a本施設での再入所回数

	度数	%
1回	14	20.6
2回	17	25.0
3回	2	2.9
4回	1	1.5
再入所なし	34	50.0
合計	68	100.0

表15: Q3_8_1b他施設での入所回数

	度数	%
0回	5	7.4
1回	15	22.1
2回	3	4.4
無回答	45	66.2
合計	68	100.0

表16: Q4a保護者の引き取り要求

	度数	%
1. 頻繁に引き取りを要求	17	25.0
2. ととき引き取りを要求	18	26.5
3. 実際の引き取りまで要求なし	32	47.1
無回答	1	1.5
合計	68	100.0

表17: Q4b強制引き取りの予想

	度数	%
1. 入所時から予想されていた	21	30.9
2. 入所途中から予想された	24	35.3
3. 全く予想されなかった	21	30.9
無回答	2	2.9
合計	68	100.0

表18: Q4c児童相談所との協議

	度数	%
1. 児相が全面的に対応してくれた	5	7.4
2. 児相が積極的に検討・指示をくれた	6	8.8
3. 児相と施設の合同で対応を協議した	51	75.0
4. 児相の対応が不十分で施設内で対応を検討した	4	5.9
無回答	2	2.9
合計	68	100.0

表19：Q4d通所・通学先との協議

	度数	%
1. 強制引き取りの危険性に対応について協議した	19	27.9
2. とくに強制引き取りの危険性に対応について協議しなかった	28	41.2
無回答	21	30.9
合計	68	100.0

表20：Q4e引き取りまでの児童の様子

	度数	%
1. 帰宅したがっていた	36	52.9
2. 帰宅したがってはいなかった	22	32.4
無回答	10	14.7
合計	68	100.0

表21：Q4f児童自身の学校・地域で起こすトラブルの有無

	度数	%
1. 頻繁にトラブルがあった	8	11.8
2. ときどきトラブルがあった	15	22.1
3. ほとんどトラブルはなかった	44	64.7
無回答	1	1.5
合計	68	100.0

表22：Q4g施設の対応

	度数	%
1. 強制引き取りを防ぐために対策を立てた	27	39.7
2. とくに強制引き取りを防ぐための対策は立てなかった	36	52.9
無回答	5	7.4
合計	68	100.0

表23：Q4h強制引き取り防止対策 (MA) N=68

	度数	%
1. 通所・通学に職員が同行	4	5.9
2. 通所・通学先の職員へ留意するよう依頼	17	25.0
3. 警察との連携	7	10.3
4. 施設に夜間警備要員を配置	0	0.0
5. その他の対策	14	20.6
無回答	34	50.0

表24：Q5a帰宅にいたる状況

	度数	%
1. 保護者が施設にきて強制的に引き取り	30	44.1
2. 保護者が児童の通所・通学先にきて強制的に引き取り	1	1.5
3. 一時帰宅の際に保護者が施設に返さなかった	19	27.9
4. 施設内の他の児童とのトラブルが原因で児童自ら施設をでて帰宅	2	2.9
5. 施設内の職員の指導に従えず児童が自ら施設からでて帰宅	6	8.8
無回答	10	14.7
合計	68	100.0

表25：Q5b a主に引き取りを要求した者

	度数	%
1. 実父	25	36.8
2. 継父	2	2.9
3. 養父	2	2.9
4. 里父	0	0.0

5. 実母	34	50.0
6. 継母	1	1.5
7. 養母	0	0.0
8. 里母	0	0.0
9. きょうだい	0	0.0
10. 父方祖父	0	0.0
11. 母方祖父	0	0.0
12. 父方祖母	1	1.5
13. 母方祖母	1	1.5
14. 母の内縁の夫	0	0.0
15. 父の内縁の妻	0	0.0
16. おじ	0	0.0
17. おば	0	0.0
18. その他	2	2.9
無回答	68	100.0

表26：Q5b b実際に引き取りに来た者 (MA) N=68

	度数	%
1. 実父	18	26.5
2. 継父	2	2.9
3. 養父	3	4.4
4. 里父	0	0.0
5. 実母	35	51.5
6. 継母	2	2.9
7. 養母	0	0.0
8. 里母	0	0.0
9. きょうだい	5	7.4
10. 父方祖父	1	1.5
11. 母方祖父	2	2.9
12. 父方祖母	2	2.9
13. 母方祖母	4	5.9
14. 母の内縁の夫	3	4.4
15. 父の内縁の妻	0	0.0
16. おじ	0	0.0
17. おば	1	1.5
18. その他	2	2.9
無回答	19	27.9

表27：Q5c強制引き取り時の児童の様子

	度数	%
1. 引き取りをいやがっていた	2	2.9
2. 自らの意思は出さず保護者の行動に従っていた	35	51.5
3. 引き取りを喜んでいて	27	39.7
無回答	4	5.9
合計	68	100.0

表28：Q5c_1強制引き取り時の児童の様子で感じたこと

	度数	%
記入あり	49	72.1
無回答	19	27.9
合計	68	100.0

表29：Q5d強制引き取り時の施設の対応 (MA) N=68

	度数	%
1. 親権の問題から何もできなかった	18	26.5
2. 施設職員が保護者を説得したが無理だった	52	76.5
3. 児童相談所の福祉司に来てもらい保護者を説得したが無理だった	36	52.9
4. 暴力的に威嚇され引き取りを止めることができなかった	1	1.5
5. 警察に応援を求めたが対応できなかった	1	1.5
6. 児童に危険な場合の逃れ方を教えた	5	7.4
7. 児童に危険な場合の連絡先を教えた	8	11.8
無回答	4	5.9

表30：Q5e強制引き取り後の児相の対応 (MA) N=68

	度数	%
1. 措置解除	47	69.1
2. 措置停止	20	29.4
3. 一時保護または一時保護委託に切り替え	2	2.9
4. 児童福祉司指導等措置変更	1	1.5
5. 児童福祉法28条申請または親権の停止等の申請準備	2	2.9
6. 移管	1	1.5
7. 保護者に児童をもどすよう説得した	13	19.1
8. 児童に施設にもどるよう説得した	7	10.3
9. 特に対応をしなかった	2	2.9
無回答	0	0.0

表31：Q5f引き取りにあたっての児相と施設の考え方

	度数	%
1. 施設は反対、児相は許可	15	22.1
2. 児相は反対、施設は許可	0	0.0
3. 児相、施設とも反対	47	69.1
無回答	6	8.8
合計	68	100.0

表32：Q5g引き取りにあたっての施設内の意見相違

	度数	%
1. 職員間で意見の相違があった	7	10.3
2. 施設長と他の職員との間で意見の相違があった	0	0.0
3. 意見の相違はなかった	60	88.2
無回答	1	1.5
合計	68	100.0

表33：Q6a帰宅後の危険性

	度数	%
1. 帰宅後、心身の危険性が予測された	29	42.6
2. 帰宅後、心身の危険性はないと予測された	33	48.5
無回答	6	8.8
合計	68	100.0

表34：Q6b帰宅後の施設の対応 (MA) N=68

	度数	%
1. 家庭訪問	18	26.5
2. 手紙	11	16.2
3. 電話	32	47.1
4. 保育所・学校などとの連携	24	35.3
5. とくにフォローなし	22	32.4

6. 居所がわからなかった	9	13.2
無回答	1	1.5

表35：Q6c帰宅後の家族の様子

	度数	%
1. 帰宅後のフォローを受け入れた	29	42.6
2. 帰宅後のフォローを拒否した	10	14.7
3. 不明	26	38.2
無回答	3	4.4
合計	68	100.0

表36：Q6d帰宅後の児童の様子

	度数	%
1. 状況悪化	24	35.3
2. 状況改善	5	7.4
3. 状況不変	18	26.5
4. 不明	21	30.9
無回答	0	0.0
合計	68	100.0

表37：Q6e帰宅後の被虐待状況

	度数	%
1. 状況悪化	15	22.1
2. 状況改善	2	2.9
3. 状況不変	14	20.6
4. もとから被虐待歴なし	10	14.7
5. 不明	27	39.7
無回答	0	0.0
合計	68	100.0

表38：Q7a帰宅後の虐待・ネグレクトによる死傷状況

	度数	%
1. 死亡した	0	0.0
2. 重傷を受けた	2	2.9
3. 軽傷を受けた	3	4.4
4. 外傷はないが健康を損なった	2	2.9
5. 通所・通学先、地域で児童が問題を起こした	8	11.8
無回答	53	77.9
合計	68	100.0

表39：Q7b帰宅後の虐待・ネグレクトによる死傷の詳細

	度数	%
記入あり	14	20.6
無回答	54	79.4
合計	68	100.0

表40：Q8強制引き取りに関する自由回答

	度数	%
記入あり	36	52.9
無回答	32	47.1
合計	68	100.0

児童の強制引き取りに関する状況について

<本調査について>

昨年度は、お忙しいなか、「児童養護施設におけるアフターケア及び被虐待・ネグレクト体験児童に関する調査」へのご協力誠にありがとうございました。

本調査は、皆様からの貴重なご意見を踏まえ、保護者による強制引き取り児童の状況を把握することを目的とし、昨年度調査において、1997年3月1日～1998年2月28日の被虐待体験児童の退所理由として「親による強制的引き取り」をあげられた施設様にご協力をお願いしております。趣旨をご理解いただきご協力お願い申し上げます。

調査主体：

日本子ども家庭総合研究所 平成10年度子ども総研チーム研究「強制引取児童に関する研究」研究班
(主任研究者 高橋重宏)

<ご返送について>

お忙しい中大変恐縮ですが、1999年3月22日（月）までに同封の封筒にてご返送いただければ幸いです。

返送先：〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8 日本子ども家庭総合研究所
谷口和加子 宛

調査票ご記入に関する問い合わせ先：日本子ども家庭総合研究所嘱託研究員 なかたに 中谷茂一

E-mail：nakatani@is.icc.u-tokai.ac.jp

F A X：0463-90-2073 (24時間受信可能です)

T E L：0463-93-1121 内線4414/4416 (東海大学健康科学部社会福祉学科)

調査票No. _____

<調査対象に関するご留意点>

- ①1995年4月1日から1998年3月31日までの3年間（平成7・8・9年度内）に保護者（親に限らない）による強制引き取りがあったものを対象とします。
- ②上記に該当する児童それぞれについて一つの調査票に1人ずつご記入下さい。例えば上記の3年間のうち該当児童が3人いた場合、3部の調査票にご記入下さい。（調査票は10部同封していますが、足りない場合は大変恐縮ですが、ご連絡いただくか未記入の調査票をコピーしてお使い下さい。）
- ③ご回答は、該当する児童を主に担当した職員の方にお願い申し上げます。
（該当児童の主な担当者が施設長様の場合のみ、施設長様にご記入下さい）
- ④特にことわりがない場合は選択肢から最もあてはまるもの一つに○印をつけて下さい。

1 記入者職種（該当児童主担当者）

1. 主任児童指導員 2. 児童指導員 3. 主任保母 4. 保母 5. 副施設長
6. 施設長 7. 事務職 8. その他（職種： _____ ）

2 この調査票にご記入いただく該当児童における「強制引き取り」とはどのような状況をさしていますか。

3 児童フェースシート

- 1 性別 1. 男 2. 女

- 2 強制引き取り時の年齢 () 歳

3 強制引き取り時前の通所通学先

1. 施設にて養育 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校
7. その他 ()

4 強制引き取り時までの施設入所期間

西暦(19____)年(____)月～西暦(19____)年(____)月の強制引き取りまでの
合計(____)年(____)か月 入所

5 該当児童が入所前に受けていた虐待・ネグレクトを下記の選択肢から番号でご記入下さい。

1. 身体的虐待 2. ネグレクト（不適切な養育・保護の怠慢） 3. 性的虐待 4. 心理的虐待
5. なし

a 主たるもの() b 従たるもの()

5-1 主たる虐待者と従たる虐待者を下記の選択肢から番号でご記入下さい。

1. 実父 2. 継父 3. 養父 4. 里父 5. 実母 6. 継母 7. 養母 8. 里母 9. きょうだい
10. 父方祖父 11. 母方祖父 12. 父方祖母 13. 母方祖母 14. 母の内縁の夫 15. 父の内縁の妻
16. おじ 17. おば 18. その他(____) 19. なし
a 主たる虐待者() b 従たる虐待者()

6 強制引き取りで帰宅後同居することになった家族員の番号にすべて○印を付けて下さい。
(複数回答)

1. 実父 2. 継父 3. 養父 4. 里父 5. 実母 6. 継母 7. 養母 8. 里母 9. きょうだい
10. 父方祖父 11. 母方祖父 12. 父方祖母 13. 母方祖母 14. その他 ()

7 児童相談所から入所措置に対して保護者の同意状況にあてはまる番号に一つだけ○印を付けて下さい。(児童相談所からの情報などで貴施設が把握されておられる範囲で結構です)

1. 入所の同意を得るのに全く時間がかからなかった
2. 入所の同意を得るのにやや時間がかかった
3. 入所の同意を得るのにかなり時間がかかった
4. 入所に同意せず、児童福祉法28条に基づき家裁に申し立て中に同意した
5. 入所に同意せず、児童福祉法28条に基づき家裁に申し立て、家裁の審判により入所した
6. 不明

8 強制引き取り後の状況についてあてはまる番号に一つだけ○印を付けて下さい。

1. 強制引き取りの前にも後にも再入所歴はなく、現在は在宅
2. 再入所後強制引き取りがあり、現在は在宅
3. 強制引き取り後、現在は再入所している
4. 強制引き取り後、現在は他の施設に入所している
5. 不明

8-1 他施設を含めて複数回の入所歴がある場合その回数を教えて下さい。

- a 貴施設で入所 計 () 回 b 他施設で入所 計 () 回

4 強制引き取りまでの状況に関し下記のa~hの項目についてそれぞれあてはまる番号に○印を付けて下さい。

a 保護者の引き取り要求

1. 頻繁に引き取りを要求 2. ときどき引き取りを要求 3. 実際の引き取りまで要求なし

b 強制引き取りの予想

1. 入所時から予想されていた 2. 入所途中から予想された 3. 全く予想されなかった

c 児童相談所との協議

1. 児童相談所が全面的に対応してくれた
2. 児童相談所が積極的に検討・指示をくれた
3. 児童相談所と施設の合同で対応を協議した
4. 児童相談所の対応が不十分で施設内で対応を検討した

d 通所・通学先との協議

1. 通所通学先と強制引き取りの危険性と対応について協議した
2. とくに通所通学先と強制引き取りの危険性と対応について協議しなかった

e 児童の様子

1. 帰宅したがっていた 2. 帰宅したがってはいなかった

f 児童自身の学校・地域で起こすトラブルの有無

1. 頻繁にトラブルがあった 2. ときどきトラブルがあった 3. ほとんどトラブルはなかった

g 施設の対応

1. 強制引き取りを防ぐために対策をたてた
2. とくに強制引き取りを防ぐための対策はたてなかった

h 強制引き取り防止対策（複数回答）

1. 通所・通学に職員が同行
2. 通所・通学先の職員へ留意するよう依頼
3. 警察との連携
4. 施設に夜間警備要員を配置
5. その他（ ）

5 強制引き取り時の状況について下記のa～gの項目についてそれぞれあてはまる番号に○印を付けて下さい。

a 帰宅にいたる状況

1. 保護者が施設にきて強制的に引き取り
2. 保護者が児童の通所・通学先にきて強制的に引き取り
3. 一時帰宅の際に保護者が施設に返さなかった
4. 施設内の他の児童とのトラブルが原因で児童が自ら施設からでて帰宅
5. 施設内の職員の指導に従えず児童が自ら施設からでて帰宅

b 強制引き取りを要求・実行したのは保護者のうちの誰でしたか。

1. 実父
2. 継父
3. 養父
4. 里父
5. 実母
6. 継母
7. 養母
8. 里母
9. きょうだい
10. 父方祖父
11. 母方祖父
12. 父方祖母
13. 母方祖母
14. 母の内縁の夫
15. 父の内縁の妻
16. おじ
17. おば
18. その他（ ）

a 主に引き取りを要求した者（ ） b 実際に引き取りに来た者（ ）（ ）（ ）

c 児童の様子

1. 引き取りをいやがっていた
2. 自らの意思は出さず保護者の行動に従っていた
3. 引き取りを喜んでいました

c-1児童の様子について保護者との関係性の視点からお感じになった点をご自由にお書き下さい。

d 施設の対応についてあてはまるものすべてに○印を付けて下さい。（複数回答）

1. 親権の問題からなにもできなかった
2. 施設職員が保護者を説得したが無理だった
3. 児童相談所の福祉司に来てもらい保護者を説得したが無理だった
4. 暴力的に威嚇され引き取りを止めることができなかった
5. 警察に応援を求めたが対応できなかった
6. 児童に危険な場合の逃れ方を教えた
7. 児童に危険な場合の連絡先を教えた

e 児童相談所は強制引き取り後どのような対応をしましたか。あてはまるものすべてに○印を付けて下さい。（複数回答）

1. 措置解除
2. 措置停止
3. 一時保護または一時保護委託に切り替え
4. 児童福祉司指導等措置変更
5. 児童福祉法28条申請または親権の停止等の申請準備
6. 移管
7. 保護者に児童を施設にもどすよう説得した
8. 児童に施設にもどるよう説得した
9. 特に対応をしなかった

f 引き取りにあたって児童相談所と施設の考え方の違いについてあてはまる番号に一つだけ○印を付けて下さい。

1. 施設は反対、児相は許可 2. 児相は反対、施設は許可 3. 児相、施設とも反対

g 児童の引き取りにあたって施設内の意見の相違はありましたか。あてはまる番号に一つだけ○印を付けて下さい。

1. 職員間で意見の相違があった 2. 施設長と他の職員との間で意見の相違があった
3. 意見の相違はなかった

6 強制引き取り後のフォローアップについて下記のa～eの項目についてそれぞれあてはまる番号に○印を付けて下さい。

a 帰宅後の危険性 1. 帰宅後、心身の危険性が予測された
2. 帰宅後、心身の危険性はないと予測された

b 施設の対応（あてはまるものすべてに○印を付けて下さい。（複数回答））

1. 家庭訪問 2. 手紙 3. 電話 4. 児童の通所先機関（保育所・学校など）との連携
5. とくに帰宅後のフォローはしなかった 6. 居所がわからなかった

c 家族の様子 1. 帰宅後のフォローを受け入れた 2. 帰宅後のフォローを拒否した 3. 不明

d 児童の様子 1. 状況悪化 2. 状況改善 3. 状況不変 4. 不明

e 被虐待状況 1. 状況悪化 2. 状況改善 3. 状況不変 4. もとから被虐待歴なし 5. 不明

7 本調査票の児童が家庭引き取り後、家庭内の虐待・ネグレクトで死亡または重大な外傷や健康を損なったことがあればその状況を教えて下さい。（なお、新聞報道などのコピーがあればご記入と併せて添付いただければ幸いです）

a 状況 1. 死亡した 2. 重傷を受けた 3. 軽傷を受けた

4. 外傷はないが健康を損なった 5. 通所・通学先、地域で児童が問題を起こした

b 詳細（詳細をおわかりになる範囲でお書き下さい）

8 今後の児童養護研究・施策提言に参考とさせていただきたく存じますので、お手数ですが、保護者による強制引き取りについてご自由にお考えをお聞かせ下さい。

★お忙しい中、大変お手数をおかけいたしました。ご協力に心から感謝いたします。★